

「登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」の一部改定について

改定案	現行
令和4年9月5日 制定 <u>令和6年3月8日 最終改定</u>	令和4年9月5日 制定 <u>（令和4年11月17日 改定）</u>
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課 登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイド ライン	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課 登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイド ライン
1. 目的 (略)	1. 目的 (略)
2. 定義 (略)	2. 定義 (略)
3. 効力 (略)	3. 効力 (略)
4. 登録講習機関の登録に係る事務処理 4.1 事務処理の種類 【登録講習機関の講習事務を開始する前に行う事務処理】 (1) (略) (2) 省令第6条第4号及び告示第2条による登録講習機関 管理者及び講師に対する研修の実施 (3) <u>法第132条の74</u> 及び省令第8条による無人航空機講習 事務規程の作成及び届出 【登録講習機関の講習事務を開始した後に行う事務処理】 (4)～(13) (略)	4. 登録講習機関の登録に係る事務処理 4.1 事務処理の種類 【登録講習機関の講習事務を開始する前に行う事務処理】 (1) (略) (2) 省令第6条第4号及び告示第2条による登録講習機関管 理者及び講師に対する研修 (3) 省令第8条による無人航空機講習事務規程の作成 【登録講習機関の講習事務を開始した後に行う事務処理】 (4)～(13) (略)

<p>4.2 事務処理の区分</p> <p>事務処理については、ドローン情報基盤システム（登録講習機関申請機能）（以下「登録申請システム」という。）によりオンラインで行うものと、<u>それ</u>以外の電磁的方法（電子メール）により行うものに区分するものとする。</p> <p><登録申請システムによりオンラインで行うもの></p> <p>4.1(1)、(4)、(6)、(8)、(9)、(12)</p> <p><<u>上記</u>以外の電磁的方法により行うもの></p> <p>4.1(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(13)</p> <p>【登録講習機関の講習事務を開始する前に行う事務処理】（略）</p>	<p>4.2 事務処理の区分</p> <p>事務処理については、ドローン情報基盤システム（登録講習機関申請機能）（以下「登録申請システム」という。）によりオンラインで行うものと、<u>登録申請システムによる手続き</u>以外の電磁的方法（電子メール）により行うものに区分するものとする。</p> <p><登録申請システムによりオンラインで行うもの></p> <p>4.1(1)、(4)、(6)、(8)、(9)、(12)</p> <p><<u>登録申請システムによる手続き</u>以外の電磁的方法により行うもの></p> <p>4.1(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(13)</p> <p>【登録講習機関の講習事務を開始する前に行う事務処理】（略）</p>
<p><u>5.</u> 登録講習機関の登録に関する事前準備（略）</p>	<p><u>5</u> 登録講習機関の登録に関する事前準備（略）</p>
<p><u>6.</u> 登録講習機関の登録手続き(4.1(1)関係)</p> <p>6.1 登録講習機関の新規登録手続き</p> <p>登録講習機関申請者は<u>5.</u>の事前準備が完了したら、次の(1)～(4)に掲げる事項について、登録申請システム上で登録する。なお、代理人による代理申請は不可であるため注意のこと。（以降の手続きも同様。）</p> <p>詳細は、登録申請システムの操作マニュアル（登録申請システムログイン後、ヘッダ部分の「使い方」）を参照のこと。</p>	<p><u>6</u> 登録講習機関の登録手続き(4.1(1)関係)</p> <p>6.1 登録講習機関の新規登録手続き</p> <p>登録講習機関申請者は<u>5</u>の事前準備が完了したら、次の(1)～(4)に掲げる事項について、登録申請システム上で登録する。なお、代理人による代理申請は不可であるため注意のこと。（以降の手続きも同様。）</p> <p>詳細は、登録申請システムの操作マニュアル（登録申請システムログイン後、ヘッダ部分の「使い方」）を参照のこと。</p>

なお、(5)については、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール）にて提出すること。

(1) ～ (3) (略)

(4) 事務所情報

① 登録講習事務を行う事務所数が「10」以下の場合
は、次のとおり。

イ 事務所名 (略)

ロ 所在地 (略)

ハ 区分/業務の範囲

次を選択する。

- ・ 一等無人航空機操縦士講習
- ・ 二等無人航空機操縦士講習

なお、一等/二等の両方の講習を行う場合は、
双方を選択する。

また、無人航空機の種類及び飛行の方法（下
記）に関する限定変更がある場合は、適宜業務
範囲として適宜限定変更を選択すること。最大
離陸重量25kg以上の機体の操縦を想定した
講習を行う場合には、重量25kg未満の限定変
更を選択すること。

※種類：回転翼航空機（マルチローター）重量
25kg 未満、回転翼航空機（ヘリコプ
ター）重量 25kg 未満、飛行機重量

なお、(5)については、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール）にて提出すること。

(1) ～ (3) (略)

(4) 事務所情報

① 登録講習事務を行う事務所数が「10」以下の場合
は、次のとおり。

イ 事務所名 (略)

ロ 所在地 (略)

ハ 区分/業務の範囲

次を選択する。

- ・ 一等無人航空機操縦士講習
- ・ 二等無人航空機操縦士講習

なお、一等/二等の両方の講習を行う場合は、
双方を選択する。

また、無人航空機の種類及び飛行の方法（下
記）に関する限定変更がある場合は、適宜業務
範囲として適宜限定変更を選択すること。

※種類：回転翼航空機（マルチローター）重量
25kg 未満、回転翼航空機（ヘリコプ
ター）重量 25kg 未満、飛行機重量

<p style="text-align: center;">25kg 未満</p> <p style="text-align: center;">飛行の方法：目視内飛行、昼間飛行</p> <p style="text-align: center;">ニ 講習事務開始予定日 (略)</p> <p style="text-align: center;">② (略)</p> <p style="text-align: center;">(5) 添付書類 (略)</p> <p>6.2 登録免許税の納付 (略)</p> <p>6.3 登録講習機関の登録証発行 (略)</p>	<p style="text-align: center;">25kg 未満</p> <p style="text-align: center;">飛行の方法：目視内飛行、昼間飛行</p> <p style="text-align: center;">ニ 講習事務開始予定日 (略)</p> <p style="text-align: center;">② (略)</p> <p style="text-align: center;">(5) 添付書類 (略)</p> <p>6.2 登録免許税の納付 (略)</p> <p>6.3 登録講習機関の登録証発行 (略)</p>
<p><u>7.</u> 登録講習機関管理者及び講師に対する研修(4.1(2)関係)</p> <p><u>8.</u> で届け出る無人航空機講習事務規程と合わせて提出する登録講習機関管理者及び講師に対する研修要領に従って各研修を行うこと。</p> <p>この研修が完了しなければ、講習事務を開始することができないので注意すること。</p>	<p><u>7</u> 登録講習機関管理者及び講師に対する研修(4.1(2)関係)</p> <p><u>8</u> で届け出る無人航空機講習事務規程と合わせて提出する登録講習機関管理者及び講師に対する研修要領に従って各研修を行うこと。</p> <p>この研修が完了しなければ、講習事務を開始することができないので注意すること。</p>
<p><u>8.</u> 無人航空機講習事務規程の作成(4.1(3)関係)</p> <p>省令第8条及び取扱要領4.(2)に掲げる提出物を取扱要領4.(1)に掲げるとおり講習を開始する日の1月前までに、PDFで登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法(電子メール)で提出すること。</p> <p>メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp</p> <p>件名：【資料送付】登録講習機関に係わる講習事務規程_登録講習機関名</p>	<p><u>8</u> 無人航空機講習事務規程の作成(4.1(3)関係)</p> <p>省令第8条及び取扱要領4.(2)に掲げる提出物を取扱要領4.(1)に掲げるとおり講習を開始する日の1月前までに、PDFで登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法(電子メール)で提出すること。</p> <p>メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp</p> <p>件名：【資料送付】登録講習機関に係わる講習事務規程_登録講習機関名</p>

<p>送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習 機関担当</p> <p>添付資料：申請番号_書類名 申請番号：登録申請システムが払い出す番号 TDxxxxxx 書類名：事務規程、管理者一覧等</p> <p><u>※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。</u></p> <p>なお、航空局の確認後、届出を行った者に受領連絡を行うものとする。なお、講習事務規程を変更しようとする場合も、<u>提出から受領連絡まで同様の手順</u>とする。 無人航空機講習事務規程のガイドラインは、次の URL において公開しているので参照のこと。 URL：https://www.mlit.go.jp/koku/license.html</p>	<p>送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習 機関担当</p> <p>添付資料：申請番号_書類名 申請番号：登録申請システムが払い出す番号 TDxxxxxx 書類名：事務規程、管理者一覧等</p> <p>なお、航空局の確認後、届出を行った者に受領連絡を行うものとする。なお、講習事務規程を変更しようとする場合も、同様とする。 無人航空機講習事務規程のガイドラインは、次の URL において公開しているので参照のこと。 URL：https://www.mlit.go.jp/koku/license.html</p>
<p>【登録講習機関の講習事務を開始した後に行う事務処理】 (略)</p>	<p>【登録講習機関の講習事務を開始した後に行う事務処理】 (略)</p>
<p><u>9.</u> 無人航空機講習開始時の受講者の本人確認(4.1(4)関係) (略)</p>	<p><u>9</u> 無人航空機講習開始時の受講者の本人確認(4.1(4)関係) (略)</p>
<p><u>10.</u> 無人航空機講習の修了証明書の発行(4.1(5)関係)</p>	<p><u>10</u> 無人航空機講習の修了証明書の発行(4.1(5)関係)</p>

技能証明申請者が無人航空機講習を修了したとき、登録講習機関は無人航空機講習の修了証明書(様式1。以下単に「修了証明書」という。)を発行すること。なお、限定変更のみの場合でも、修了証明書の区分(一等/二等)及び無人航空機の機体の種類(マルチ/ヘリ/飛行機)については、該当する項目にチェックを入れること。

なお、修了証明書の発行にあたっては、各登録講習機関において、下記の採番ルールに従って、修了証明番号の採番を行い、修了証明書に記載するものとする。

また、登録講習機関において無人航空機講習を修了した者は、指定試験機関における実地試験が免除されるが、当該免除は修了証明書の発行後1年間となっていることから、修了証明書の有効期間は1年(修了証明書発行日の1年後の前日まで)とすること。

(修了証明番号の採番ルール) (略)

11.1. 無人航空機講習修了者の情報についての連携(4.1(6)関係) 航空局が指定するCSVファイル様式にて、登録申請システムへ技能証明申請者の修了者情報の連携を行う。修了者情報の連携は、一つの講習修了証明書番号ごとに行う。限定変更がある場合においても、講習修了証明書番号が同一であれば、1度の連携で差し支えない。

なお、登録申請システムへの連携は、修了証明書発行から5営業日以内に行うこと。

技能証明申請者が無人航空機講習を修了したとき、登録講習機関は無人航空機講習の修了証明書(様式1。以下単に「修了証明書」という。)を発行すること。

なお、修了証明書の発行にあたっては、各登録講習機関において、下記の採番ルールに従って、修了証明番号の採番を行い、修了証明書に記載するものとする。

また、登録講習機関において無人航空機講習を修了した者は、指定試験機関における実地試験が免除されるが、当該免除は修了証明書の発行後1年間となっていることから、修了証明書の有効期間は1年(修了証明書発行日の1年後の前日まで)とすること。

(修了証明番号の採番ルール) (略)

11 無人航空機講習修了者の情報についての連携(4.1(6)関係) 航空局が指定するCSVファイル様式にて、登録申請システムへ技能証明申請者の修了者情報の連携を行う。なお、登録申請システムへの連携は、修了証明書発行から5営業日以内に行うこと。

航空局が指定するCSVファイル様式は登録講習機関向け画面の「修了者情報登録画面」に掲載される予定。

なお、登録申請システムへの連携は、修了証明書発行から5営業日以内に行うこと。

航空局が指定する CSV ファイル様式は登録講習機関向け画面の「修了者情報登録画面」に掲載される予定。

12. 役員の選任の届出等(4.1(7)関係)

12.1 役員を選任したとき

省令第5条第1項及び取扱要領7.(1)に掲げる提出物を PDF で登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法(電子メール)で提出すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【資料送付】役員の選任の届出等_登録講習機関名

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当

※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。

12.2 役員を解任したとき

省令第5条第2項及び取扱要領7.(2)に掲げる提出物を PDF で登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法(電子メール)で提出すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【資料送付】役員の解任の届出等_登録講習機関名

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機

航空局が指定する CSV ファイル様式は登録講習機関向け画面の「修了者情報登録画面」に掲載される予定。

12 役員の選任の届出等(4.1(7)関係)

12.1 役員を選任したとき

省令第5条第1項及び取扱要領8.(1)に掲げる提出物を PDF で登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法(電子メール)で提出すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【資料送付】役員の選任の届出等_登録講習機関名

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当

12.2 役員を解任したとき

省令第5条第2項及び取扱要領8.(2)に掲げる提出物を PDF で登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法(電子メール)で提出すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【資料送付】役員の選任の届出等_登録講習機関名

<p style="text-align: center;">関担当</p> <p><u>※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。</u></p>	<p>送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機 関担当</p>
<p><u>13. 登録講習機関の登録事項変更に係る 手続 (4.1(8)関係)</u></p> <p>13.1 登録講習機関の登録事項変更届出</p> <p><u>登録講習機関登録簿に記載されている登録事項を変更する場合は、登録申請システムによる変更届出を行うとともに、省令第7条及び取扱要領5. に掲げる届出書及び添付書類をPDFで電子メールにより提出すること。</u></p> <p><u>メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp</u> <u>件名：【資料送付】登録講習機関の登録事項変更に係る手続</u> <u>登録講習機関名</u></p> <p><u>送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当</u></p> <p><u>※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。</u></p>	<p><u>13 登録講習機関の登録事項変更に係る 手続 (4.1(8)関係)</u></p> <p>13.1 登録講習機関の登録変更手続き</p> <p>省令第7条及び取扱要領5. に掲げる届出書をPDFで登録申請システムにより提出すること。</p>

<p>13.2 登録講習機関の登録証発行 (略)</p>	<p>13.2 登録講習機関の登録証発行 (略)</p>
<p><u>14.</u> 無人航空機講習事務の休廃止の届出に係る手続(4.1(9)関係) <u>休廃止の届出申請を登録申請システムで行うとともに、省令第9条及び取扱要領9.に掲げる届出書をPDFで電子メールにより提出すること。</u></p> <p><u>メールアドレス：hgt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp</u> <u>件名：【資料送付】登録講習機関の休廃止の届出に係る手続_登録講習機関名</u> <u>送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当</u></p> <p><u>※添付書類の容量が20MBを超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムのURLがメールの宛先まで送付される。</u></p>	<p><u>14</u> 無人航空機講習事務の休廃止の届出に係る手続(4.1(9)関係) 省令第9条及び取扱要領10.に掲げる届出書をPDFで登録申請システムにより提出すること。</p>
<p><u>15.</u> 帳簿の記載(4.1(10)関係) (略)</p>	<p><u>15</u> 帳簿の記載(4.1(10)関係) (略)</p>
<p><u>16.</u> 帳簿の提出(4.1(11)関係) 取扱要領9.により無人航空機講習事務を休廃止することと</p>	<p><u>16</u> 帳簿の提出(4.1(11)関係) 取扱要領10.により無人航空機講習事務を休廃止することとな</p>

なった場合は、省令第13条に掲げる帳簿をPDFで電子メールにより提出すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【資料送付】帳簿の提出_登録講習機関名

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当

※添付書類の容量が20MBを超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムのURLがメールの宛先まで送付される。

った場合は、省令第13条に掲げる帳簿をPDFで登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール）で提出すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【資料送付】帳簿の提出_登録講習機関名

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当

17. 登録講習機関の更新に係る手続(4.1(12)関係)

17.1 登録講習機関の更新申請

登録申請システムにより更新申請を行うとともに、取扱要領8.に掲げる申請書をPDFで電子メールにより提出すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【資料送付】登録講習機関の更新申請に係る手続_登録講習機関名

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当

17 登録講習機関の更新に係る手続(4.1(12)関係) (略)

17.1 登録講習機関の更新手続

取扱要領9.に掲げる申請書をPDFで担当登録申請システムにより提出すること。

※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。

17.2 (略)

17.2 (略)

18. 財務諸表等の作成及び閲覧(4.1(13)関係) (略)

18 財務諸表等の作成及び閲覧(4.1(13)関係) (略)

19. 講習事務における不適切事象発生時の報告
登録講習機関は講習事務において、法、省令、告示、関連通達、登録事項又は講習事務規程記載事項に反する事務を行う等の重大な不適切事象を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局無人航空機安全課への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこと。また、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼すること。

メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp

件名：【状況報告】登録講習機関の講習事務に係る不適切事象の通報_登録講習機関名

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当

(新設)

※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。

様式 1

様式 1 (変更)

無人航空機講習修了証明書

第 年 月 日 号
 年 月 日 修了
 年 月 日 まで有効

技能証明申請者番号:

航空法第 132 条の 50 の規定に関し、登録講習機関が行う無人航空機講習を修了したことを証明する。

区分	限定解除事項											
	回転翼航空機 (マルチローター)				回転翼航空機 (ヘリコプター)				飛行機			
一等	基本	25 kg	昼間	目視内	基本	25 kg	昼間	目視内	基本	25 kg	昼間	目視内
二等	基本	25 kg	昼間	目視内	基本	25 kg	昼間	目視内	基本	25 kg	昼間	目視内

担当修了審査員:

(登録講習機関名 印)

登録講習機関コード:

別添 登録講習機関申請手続きフロー (略)

様式 1

様式 1

無人航空機講習修了証明書

第 年 月 日 号
 年 月 日 飛行
 年 月 日 まで有効

技能証明申請者番号:

航空法第 132 条の 50 の規定に関し、登録講習機関が行う無人航空機講習を修了したことを証明する。

区分	限定事項 (解除)											
	一等	マルチ	25 kg	昼間	目視内	ヘリ	25 kg	昼間	目視内	飛行機	25 kg	昼間
二等	マルチ	25 kg	昼間	目視内	ヘリ	25 kg	昼間	目視内	飛行機	25 kg	昼間	目視内

(登録講習機関名 印)

登録講習機関番号:

別添 登録講習機関申請手続きフロー (略)